

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 8 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600398号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600200号

第1 結論

請求者のA社における平成16年6月10日の標準賞与額を98万4,000円、同年12月10日の標準賞与額を98万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年6月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年6月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年6月10日
② 平成16年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務している時に支払われた請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険の記録が漏れていることが分かった。賞与支払明細書を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書(平成16年度上期賞与及び平成16年度下期賞与)及び預金通帳の写しにより、請求者はA社から、平成16年6月10日に100万925円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(100万円)より低い標準賞与額(98万4,000円)に基づく厚生年金保険料(6万6,796円)を事業主により賞与から控除され、同年12月10日に100万1,119円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(100万1,000円)より低い標準賞与額(98万3,000円)に基づく厚生年金保険料(6万8,485円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年6月10日は98万4,000円、同年12月10日は98万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600525号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600037号

第1 結論

平成8年*月から平成9年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年*月から平成9年2月まで

平成10年4月頃、突然、請求期間の国民年金保険料の督促状と納付書が当時住んでいたA市の自宅に届いたが、その納付書を1年位放置していた。その後、平成11年7月頃に私は実家に戻ることになり、実家に戻る前に国民年金保険料の支払を済ませようと思い、平成11年6月頃に放置していた納付書で請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した。請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求者及び請求者の前後の記号番号の被保険者に係る資格取得処理日から、平成8年12月頃に払い出されたことが推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に行われたと考えられる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を平成11年6月頃にまとめて納付したと陳述しており、同年同月時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成11年6月頃は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。